

(別紙1)

キャッシュレス決済導入業務 仕様書

1. 目的

丹波市（以下「本市」という。）では、窓口における住民票発行手数料等の支払手段にキャッシュレス決済を導入することにより市民サービスの向上と、業務の効率化及び行政のデジタル化を図る。

なお、今回の業者選定においては、価格のみではなく事業者の業務実績、技術力（UI、UX、機器のサイズ、セキュリティ等）、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定する。

2. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

(1) POSレジ及び自動釣銭機の導入

- ア キャッシュレス決済端末と連動可能なPOSレジ等の導入
- イ POSレジ等のセットアップ
- ウ POSレジ等の操作研修の実施
- エ 運用業務に必要なマニュアルの提供
- オ 運用、機器保守の実施
- カ 決済データ等を管理集計するクラウドサービスの提供
- キ その他、本業務に必要なもの

(2) キャッシュレス決済端末の導入

- ア 本件で導入するPOSレジと連動可能なキャッシュレス決済端末の導入
 - ※POSレジとキャッシュレス決済端末一体型も可とする。
- イ キャッシュレス決済端末のセットアップ
- ウ キャッシュレス決済端末の操作研修の実施
- エ 運用業務に必要なマニュアルの提供
- オ 運用、機器保守の実施
- カ その他、本業務に必要なもの
- キ キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等に係る地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務

3. 導入機器の要件

(1) POSレジ端末

① 必須と考えている機能等

- ア POSシステムを有し、また各種集計、データの蓄積機能を備えていること（少なくとも翌年度4月1日から起算して5年間保管できること）。また、売上情報のデータベース化やこれらの

情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること（クラウド型集計システム（後述）での対応も可とする）。

- イ バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。
- ウ キャッシュレス決済端末（後述）と一体、もしくは連動可能であること。連動とは、登録時、訂正時のPOSシステムと決済端末の2度打ち操作が不要であることを指すものとする。また、集計作業等においても、データが連動しており、決済端末、POSシステムそれぞれに操作する必要がないことが望ましい。
- エ クラウド型集計システム（後述）と連動可能であること。
- オ レシート発行が可能なこと。なお、納付方法により「領収書」と「利用明細」の変更、担当者変更による収納者名変更が可能などの機能があること。
- カ POSレジ端末と一体もしくは連動した自動釣銭機を備えていること。なお、令和6年度上期に予定されている新紙幣に対応可能であること。
- キ 設置場所によっては狭いスペースに設置をする場合もあるため、可能な限り省スペース化されたものであること。納品する機器一式のサイズや、効率的な運用ができる専用台等があれば提案すること。
- ク 取扱種目（各種証明手数料、各種税目）ごとの登録が可能であること。また、そのメンテナンスが可能であること。
- ケ 自動釣銭機内の在高を表示でき、釣銭管理が容易にできること。また、金種と枚数等を指定して払い出し等ができること。
- コ 釣銭の取り忘れ防止機能や支払額の確認機能など精算時のトラブル防止機能を有すること。
- サ 令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に対応したレシートが発行できること。
- シ 定額小為替など、現金以外での取引（手入力）が可能なこと。また、集計には現金取引額と現金外取引額（手入力分）が明確にわかること。
- ス 現金及びキャッシュレス決済の誤り等発生時に取消処理が容易に行えること。また、キャッシュレス決済の取消処理ができない場合は、代替策（現金での返金等）を提案すること。

②独自の提案機能等（要望）

- ア 音声案内機能など利用者・操作者ともに誤操作防止の機能を有すること。特に高齢者や障がいのある方を想定した、わかりやすい操作サポート機能を提案すること。
- イ カスタマー側のディスプレイに支払額、預り金額、釣銭が表示されること。
- ウ POSレジのタッチパネルレイアウトについてはカスタマイズが可能であること。
- エ 多言語対応が可能であること。

(2) キャッシュレス決済端末

① 必須と考えている機能等

- ア クレジットカード、電子マネー決済、コード決済のキャッシュレス決済が可能であること。また、コード決済は、キャッシュレス決済端末またはバーコードリーダーで二次元バーコード・バーコードの読み取りが可能であること。

イ POSレジ端末と一体、もしくは連動可能であること。(連動については前述)

ウ クラウド型集計システム(後述)と連動可能であること。

②独自の提案機能等(要望)

ア 上記以外に独自提案する機能があれば提案すること。

(3) ネットワーク環境

市内の有線LANによるインターネット回線への接続環境を、本市において費用負担のうえ、令和5年11月頃までに整備する予定である。

3.1 導入機器の数量等

導入する機器等の数量及び設置場所の一覧は「別表1」を参照すること。また、調達物品は全て新品とし、市が買取るものとする。

4. 指定納付受託業務について

受託者(又は構成事業者)は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務(以下「納付事務」という。)を行うこと。

(1) 納付事務の対象とする歳入・取扱い状況

別表2「歳入項目・件数・金額一覧」のとおり

(2) 決済手数料

納付事務に係る決済手数料の料率は提案によるものとする。

(3) 手数料等売上の納付方法等

ア クレジットカード等により決済した手数料等売上(以下「売上」という。)は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日(土日祝日の場合は翌営業日)までに、本市が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。この方法に対応できない場合、代替方法・日程を提案すること。

イ アで納付された売上に決済手数料率を乗じた額(税込)及び月額使用料については、原則、納付確認後、指定納付受託者からの請求により支払う。この方法に対応できない場合は、指定納付受託者が、収納金から指定納付受託業務の取扱手数料を差し引いた金額を、市指定口座に振り込む方法(繰替払)等の代替方法を提案すること。なお、この請求額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

ウ アの振込手数料は、原則受注者が負担すること。

(4) 不正使用への対応

キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。

(5) 決済手段及び決済ブランド

取り扱う決済手段等の種類は以下のとおりとし、決済ブランドの追加等の将来的な機能追加に

については都度提案すること。また、別契約で本市の地域通貨である二次元バーコード決済「たんばコイン」でのキャッシュレス決済にも対応予定であるため、導入するPOSレジ端末やキャッシュレス決済端末との連携に関する提案をすること。

なお、各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。

No.	決済手段	概要
1	クレジットカード決済	取り扱う国際ブランドは、少なくともVISA、MasterCardに対応可能であること。(その他のブランドは提案による)
2	電子マネー決済	交通系電子マネー(ICOCA)を含む5つ以上に対応可能であること。(提案による)
3	コード決済	PayPayを含む5つ以上に対応可能であること。(提案による)

5. クラウド型集計システムの要件

(1) 必須と考えている機能等

- ア 本市設置の端末から権限に応じたデータをダウンロードできること。(CSV または EXCEL 形式)
- イ POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末と連動可能であること。
- ウ 手数料等の種類をコード等で体系化し、体系ごとに容易に集計が可能な提案とすること。
- エ 拠点ごとに日計、月計、年計の集計が可能であること。また、会計課が各支所の公金収納情報を収納日別、拠点別、支払種別(現金とキャッシュレスの別)、会計別、科目(公金の種類)別に分類のうえ、それぞれの件数、小計及び合計金額をオンラインで容易に集計し、ダウンロードできる機能を有すること(別表3「公金受入報告書」参照)。
- オ 本市のネットワーク回線を用いてクラウド型集計システムにアクセスするため、クラウドサービスへのアクセスに必要な通信手段、制約については明示した提案とすること。

(2) 独自の提案機能等(要望)

- ア 日々の集計で良く用いるものはテンプレート化できること。
- イ 集計データダウンロード後の登録項目ごとの振り分けに関する提案があること。

6. 手数料以外の公金収納の要件

(1) 必須と考えている機能等

丹波市役所会計課及び各5支所については、手数料以外にも税や上下水道使用料等の公金を収納している。現金収納以外のキャッシュレス決済にも対応するため、以下の要件を満たす提案を行うこと。

- ア 税、上下水道使用料などの個人が支払うべき公金収納に対応する必要があるため、POSレジで収納する種目が管理できること。
- イ バーコード(EAN-128)の読み込み機能を有するシステムを提案すること。バーコードの読み込みの際、納期限が過ぎたものについてはエラー表示等、何等かの警告表示をすること。
- ウ バーコードが印字されていない納付書等の税や保険料については単価が設定されていないため、

オープン価格として金額が入力できること。

7. 保守要件

7.1 保守体制

保守体制について、カスタマーセンターなどの1次受付や責任者・保守内容及び保守依頼時の連絡先等を明記した体制表を提出すること。

7.2 保守対応時間

【通常の開庁（開館）時間】

(1) 会計課・各支所

8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

(2) 各住民センター

9時00分から22時00分（年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

(3) 中央図書館・植野記念美術館・丹波竜化石工房ちーたんの館・氷上回廊水分れフィールドミュージアム

10時00分から18時00分（月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、毎月末等（中央図書館のみ）を除く）

7.3 保守内容

想定している保守内容は下記のとおりである。

なお、受付後は速やかに対応すること。

- (1) 市管理者または担当者による問い合わせ対応（項目名変更などの設定変更を含む）
- (2) 定期的な機器及びシステムのメンテナンス
- (3) 障害発生時の対応

8. 研修及びマニュアルの提供

8.1 マニュアル

下記のマニュアルを電子データ及び書面で提供すること。

- (1) 運用操作マニュアル
- (2) システム管理用マニュアル

8.2 教育・研修

職員に対する操作研修はマニュアルを用いて導入時に行うこと。なお、研修は運用開始までに2回以上を予定している。なお、運用開始日は令和6年1月11日（木）を想定している。したがっ

て、それまでに研修を終える必要があるため、設置時期については協議すること。

9. セキュリティに関する要件

(1) セキュリティ対策について

- ア PCI DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種を提案すること。
- イ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- ウ POSシステムは、データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、公金収納データの破損対策を講じること。

(2) 不正アクセス対策について

- ア レジシステム及び集計システムに使用するOSなどのソフトウェアは、最新のセキュリティプログラムを適用し、最新の状態に保つこと。
- イ 最新のセキュリティ動向を注視し、レジシステム及び集計システムのプログラム強化やシステム設定の確認、情報漏えい等を防止するための対策に漏れがないかの点検等、不正アクセスを防ぎ、情報セキュリティを確保するために十分な対策をシステム全体に対し行うこと。
- ウ レジシステム及び集計システムの脆弱性が発見された場合は、直ちに対策を行うとともに被害の有無について調査を行うこと。

10. 秘密保持に関する要件

- (1) 業務遂行上知り得た秘密及び事実を一切他にもらさないこと。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報等の顧客個人情報を扱う場合は、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じること。
- (3) 本市の提供する情報については、記録媒体、メール、インターネット、ファイル転送及びその他いかなる方法によっても、許可なく外部に持ち出さないこと。

11. 再委託の禁止

(1) 指定納付受託業務

- ア 指定納付受託者は納付受託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、本件決済サービスの提供に必要な業務の一部を、指定納付受託者の責任において決済事業者等に委託することができる。
- イ 指定納付受託者が本件決済サービスの提供に必要な業務の一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督および委託先の行った業務の結果については、当該委託先が本市の指定によるものである場合を除き、指定納付受託者が一切の責任を負うものとする。
- ウ 指定納付受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者の名称、所在地及び委託した業務内容を本市に報告しなければならない。また、本市が必要と認めた場合には、

本市が必要と判断する資料の提供を求めることができる。

(2) その他の業務

- ア 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- イ 本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、その必要性等について記載した書面を本市に提出し、本市の書面による承認を得た場合は、本市が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- ウ 再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は本市に対し全ての責任を負うものとする。

12. その他

- (1) この仕様書に明記していない事項でも、本業務の目的達成上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施すること。
- (2) 受託者は仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた場合には、その都度、本市と協議すること。

(別表1)

設置場所及び導入機器の数量一覧

No.	庁舎等	所在地	機器の構成・数量
1	丹波市役所（会計課）	兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
2	柏原支所	兵庫県丹波市柏原町柏原5528番地	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
3	青垣支所	兵庫県丹波市青垣町佐治114番地	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
4	春日庁舎	兵庫県丹波市春日町黒井811番地	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
5	山南支所	兵庫県丹波市山南町谷川1110番地	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
6	市島支所	兵庫県丹波市市島町上田814番地 ライフピアいちじま	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
7	柏原住民センター	兵庫県丹波市柏原町柏原5528番地	キャッシュレス決済端末 1台
8	氷上住民センター	兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	キャッシュレス決済端末 1台
9	青垣住民センター	兵庫県丹波市青垣町佐治114番地	キャッシュレス決済端末 1台
10	春日住民センター	兵庫県丹波市春日町黒井496番地2	キャッシュレス決済端末 1台
11	山南住民センター	兵庫県丹波市山南町谷川1110番地	キャッシュレス決済端末 1台
12	ライフピアいちじま	兵庫県丹波市市島町上田814番地	キャッシュレス決済端末 1台
13	本庁第2庁舎（社会福祉課）	兵庫県丹波市氷上町常楽211番地	キャッシュレス決済端末 1台
14	健康センターミルネ（健康課、休日応急診療所）	兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5	キャッシュレス決済端末 2台
15	消防本部	兵庫県丹波市柏原町母坪371番地1	キャッシュレス決済端末 1台
16	丹波竜化石工房「ちーたんの館」	兵庫県丹波市山南町谷川1110番地	キャッシュレス決済端末 1台
17	植野記念美術館	兵庫県丹波市氷上町西中615番地4	POSレジ端末 1台、自動釣銭機1台、キャッシュレス決済端末 1台
18	氷上回廊水分れフィールドミュージアム	兵庫県丹波市氷上町石生1155番地	キャッシュレス決済端末 1台
19	中央図書館	兵庫県丹波市氷上町常楽233番地	キャッシュレス決済端末 1台

(別表2)

歳入項目・件数・金額一覧

No.	導入箇所	歳入項目	件数	金額(円)
1	丹波市役所(会計課)	①市税、市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料、上下水道料金、住宅新築資金等貸付償還金、学校給食費、介護保険料、市営駐車場使用料、後期高齢者医療保険料、アフタースクール事業利用者負担金 他	101,041	517,241,205
2	柏原支所	②戸籍手数料 ③住民票手数料(全部・一部・記載事項・附票含む) ④印鑑証明手数料 ⑤諸証明手数料 ⑥マイナンバーカード・電子証明再発行手数料		
3	青垣支所	⑦税務証明手数料 ⑧コピー・印刷代(税務課) ⑨予防接種カードの再発行手数料 ⑩旧町誌等販売収入 ⑪字限図等閲覧手数料		
4	春日庁舎	⑫臨時運行許可証発行手数料 ⑬市誌販売収入 ⑭市図等売払収入 ⑮土地情報システム使用料 ⑯土地情報システム閲覧手数料		
5	山南支所	⑰コピー・印刷代(柏原・青垣・春日・山南・市島支所) ⑱住民センター使用料 ⑲体育施設使用料 ⑳学校施設使用料		
6	市島支所	㉑介護保険サービス事業所指定更新申請手数料 ㉒健康セミナー 実費負担金 ㉓消防手数料 ㉔コピー・印刷代(消防総務課) ㉕コピー・印刷代(中央図書館)		
7	柏原住民センター	①住民センター使用料(各住民センター) ②体育施設使用料(各施設) ③学校施設使用料(各学校) ④コピー・印刷代(各住民センター)	34,880	9,941,300
8	氷上住民センター			
9	青垣住民センター			
10	春日住民センター			
11	山南住民センター			
12	ライフピアいちじま			
13	本庁第2庁舎(社会福祉課)	①介護保険サービス事業所指定更新申請手数料 ②コピー・印刷代	21	174,050
14	健康センターミルネ(健康課、休日応急診療所)	①予防接種カードの再発行手数料 ②健康セミナー 実費負担金 ③休日診療所一部負担金 ④コピー・印刷代	942	631,170
15	消防本部	①消防手数料 ②コピー・印刷代(消防総務課)	203	2,526,980
16	丹波竜化石工房「ちーたんの館」	①丹波竜化石工房入館料 ②コピー・印刷代	27,414	5,074,950
17	植野記念美術館	①植野記念美術館観覧料 ②冊子売払収入 ③植野記念美術館美術館使用料 ④コピー・印刷代	8,432	5,728,780
18	氷上回廊水分れフィールドミュージアム	①水分れフィールドミュージアム入館料 ②水分れフィールドミュージアム使用料 ③冊子売払収入 ④水分れフィールドミュージアム事業収入 ⑤コピー・印刷代	4,232	1,112,940
19	中央図書館	①コピー・印刷代(中央図書館)	1,088	10,880

※歳入項目はキャッシュレス決済の取扱予定項目である。

※件数・金額は、令和3年度又は4年度実績を基にしている。

丹波市公金受入報告書

2

集金日 9/10 (木)

会計科目	科目	コード 会計	枚数	金額	附記	
1	法人税		0	0		
	固定資産税		0	0		
	軽自動車税		0	0		
	戸籍・住民票・印鑑・税務等窓口証明書手数料		0	0	戸籍：0 0 印鑑：0 0 税務：0 0	
	可燃・不燃・ペットボトル・一般廃棄物処理手数料		0	0		
	市営住宅使用手数料・市営住宅駐車場		0	0		
	住宅新築資金等貸付償還金		0	0		
	学校給食費		0	0		
	その他		0	0		
		小計 ①		0	0	
2	国民健康保険特別会計 事業勘定		0	0		
3	国民健康保険特別会計 直診勘定		0	0		
4	介護保険特別会計 保険事業勘定		0	0		
7	訪問看護ステーション特別会計		0	0		
10	地方卸売市場特別会計		0	0		
12	駐車場特別会計		0	0		
13	後期高齢者医療特別会計		0	0		
14	看護専門学校特別会計		0	0		
	小計 ②		0	0		
21	特別徴収税		0	0		
22	歳計外現金		0	0		
	小計 ③		0	0		
	合計 (①+②+③)・・・④		0	0		
水道事業	上下水道使用料		0	0		
	上下水道使用料以外のもの		0	0		
	小計 ⑤		0	0		
下水道事業	下水道事業会計		0	0		
	小計 ⑥		0	0		
	総計 ④+⑤+⑥		0	0		

丹波市指定金融機関 御中

市島支所 → 指定金

金融機関確認

市島支所 会計員

ああああ

㊞